

福岡県公報

平成29年1月20日
第3860号

目次

告示(第26号-第35号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) …………… 1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) …………… 1
○廃川敷地等の発生	(河川課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○青少年に有害な図書類の指定	(青少年育成課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 4

公告

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 5
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) …………… 5

○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) …………… 6
○土地改良区連合の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 7
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) …………… 8
○落札者等の公示	(教育庁企画調整課) …………… 8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 9
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 9
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 9

教育委員会

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(教育庁教職員課) …………… 10
--------------------	--------------------

告示

福岡県告示第26号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成23年10月28日福岡県告示第1786号北九州都市計画道路事業3・4・103号折尾青葉台線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年1月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 事業施行期間
平成23年10月28日から平成38年3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
平成23年10月28日福岡県告示第1786号の事業地に同じ
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第27号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成22年9月15日福岡県告示第1457号北九州都市計画道路事業3・4・198号日吉台光明線(光明工区)の

事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年1月20日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成22年9月15日から平成34年3月31日まで

2 事業地

(1) 取用の部分

平成22年9月15日福岡県告示第1457号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第28号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県福岡県土整備事務所前原支所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年1月20日

福岡県知事 小川 洋

1 河川の名称

福吉川水系福吉川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成29年1月20日

3 廃川敷地等の位置

糸島市二丈福井字ハマ6401番

糸島市二丈福井字ハマ6400番

糸島市二丈吉井字大屋4237番

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地

1,987.82㎡

福岡県告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂	県道	福 岡 早 良 線 大野城	前	筑紫郡那珂川町大字西畑 592番4先から 筑紫郡那珂川町大字西畑 913番3先まで	9.8 ～ 44.0	200.0
			後	筑紫郡那珂川町大字西畑 592番4先から 筑紫郡那珂川町大字西畑 913番3先まで	9.8 ～ 44.0	200.0

福岡県告示第30号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成29年1月20日

福岡県知事 小川 洋

種類		題 名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代2月号	雑誌15183-02	三和出版株式会社	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全

図書	2	実話ドキュメント 2月号	雑誌15115-2	マイウェイ出版株 式会社	な育成を阻害する おそれがある。
図書	3	カメラは撮った！山 口組「激動」の101 年、その瞬間	ISBN978-4- 8002-6367-4	株式会社宝島社	

福岡県告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂	県道	那珂川 大野城 線	前	筑紫郡那珂川町松木四丁目45番32先から 筑紫郡那珂川町松木四丁目396番1先まで	21.4 ～ 45.0	148.8
			後	筑紫郡那珂川町松木四丁目45番32先から 筑紫郡那珂川町松木四丁目396番1先まで	15.6 ～ 19.2	

福岡県告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
南筑後	県道	鐘ヶ江 酒 見 線 間	前	大川市大字酒見 886番2先から 大川市大字郷原 289番1先まで	1.9 ～ 14.2	488.0	うち一般 国道442 号重用延 長79.0 メートル
			前	大川市大字酒見 886番4先から 大川市大字郷原 289番1先まで	10.5 ～ 18.2		
			後	大川市大字酒見 886番2先から 大川市大字郷原 289番1先まで	1.9 ～ 41.9	481.0	うち一般 国道442 号重用延 長79.0 メートル
			後	大川市大字酒見 886番4先から 大川市大字郷原 289番1先まで	10.5 ～ 18.2		

福岡県告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			前	田川郡大任町大字今任原 2207番1先から 田川郡大任町大字今任原 3092番1先まで	6.7 ～ 19.0	995.1

田川	県道	八香女春線	後	田川郡大任町大字今任原 2207番1先から 田川郡大任町大字今任原 3092番1先まで	6.7 ～ 19.0	995.1
			後	田川郡大任町大字今任原 2630番1先から 田川郡大任町大字今任原 3092番1先まで	10.3 ～ 39.3	

福岡県告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	一般国道	496号	前	京都郡みやこ町犀川横瀬 194番6先から 京都郡みやこ町犀川横瀬 165番5先まで	8.2 ～ 19.2	200.0
			後	京都郡みやこ町犀川横瀬 194番6先から 京都郡みやこ町犀川横瀬 165番5先まで	8.2 ～ 32.5	

福岡県告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年1月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	496号	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町犀川横瀬165番5先まで

公 告**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年1月20日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
築上郡築上町大字越路1325番1及び1326番1
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
築上郡築上町大字椎田891番地2
築上町
築上町長 新川 久三

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年1月20日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 ゆめタウン南行橋

(2) 所在地 行橋市北泉三丁目3番3号

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年1月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 グッデイ中間店
(2) 所在地 中間市蓮花寺二丁目1番1号

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
騒音の発生に係る事項

騒音、振動規制法及び環境基本法の基準以下の騒音であっても、できる限り近隣住民の迷惑にならないよう配慮すること。特に夜間から早朝にかけては十分注意すること。

廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

遠賀・中間地域広域行政事務組合の廃棄物関連の条例のとおり、廃棄物の分別及び適正処理を行い、資源物の再資源化を徹底し、廃棄物の減量化を図ること。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九

州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年1月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 グッデイ遠賀店
(2) 所在地 遠賀郡遠賀町今古賀623番地1 外

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年1月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめマート豊前
(2) 所在地 豊前市大字岸井394番地

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年1月20日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年12月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) イオン大野城乙金ショッピングセンター〔A区画〕

(2) 所在地 大野城市福岡都市計画事業乙金第2土地区画整理事業地内(27街区)

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
イオン九州株式会社	代表取締役 柴田 祐司	福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
イオン九州株式会社	代表取締役 柴田 祐司	福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
その他未定		

4 大規模小売店舗を新設する日

平成29年8月23日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,073平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物西側	224
合計	224

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物西側	74

合計

74

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物南側	91
合計	91

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物南側	71.85
合計	71.85

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
イオン九州株式会社 その他未定	午前7時00分	午後12時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分～午前0時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
3箇所	建物敷地南側、西側及び北側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年1月20日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年12月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) イオン大野城乙金ショッピングセンター〔B区画〕

(2) 所在地 大野城市福岡都市計画事業乙金第2土地区画整理事業地内(26街区)

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住 所
イオン九州株式会社	代表取締役 柴田 祐司	福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
未定	-

4 大規模小売店舗を新設する日

平成29年8月23日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,120平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物西側	153
建物敷地南側	55
合計	208

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物西側	18
合計	18

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物東側	90
合計	90

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物東側	15.75
合計	15.75

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
未定	午前7時00分	午後12時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分～午前0時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.	出入口の数	位 置
駐車場No.1	3	建物敷地南側、西側及び北側
駐車場No.2	3	建物敷地南側駐車場南側、西側及び北側
合計	6	-

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

公告

筑後川下流土地改良区連合から、役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条の規定において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年1月20日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
川島正弘	久留米市荒木町下荒木 232 番地 1
山浦惣次郎	久留米市城島町江上本 1387 番地
吉山正利	久留米市大善寺町宮本 1033 番地 5
古賀平	久留米市三潞町草場 165 番地 4
田中瑞廣	筑後市大字江口 744 番地
鶴岡藤記	三潞郡大木町大字上牟田口 517 番地
久保泰道	柳川市三橋町百町 205 番地 1
今村保則	みやま市瀬高町下庄 219 番地 1
金子健次	柳川市三橋町磯鳥 295 番地 1
中村征一	筑後市大字蔵数 305 番地 3
鳩山二郎	大川市大字榎津 89 番地 3 ルネス・オネストンアラ 402 号

2 退任監事

氏名	住所
石川潤一	三潞郡大木町大字大角 1381 番地 8
大坪久馬	大川市大字鐘ヶ江 448 番地
高崎登美雄	柳川市間 864 番地 2

3 就任理事

氏名	住所
川島正弘	久留米市荒木町下荒木 232 番地 1
山浦惣次郎	久留米市城島町江上本 1387 番地
吉山正利	久留米市大善寺町宮本 1033 番地 5
古賀平	久留米市三潞町草場 165 番地 4
田中瑞廣	筑後市大字江口 744 番地

鶴岡藤記	三潞郡大木町大字上牟田口 517 番地
久保泰道	柳川市三橋町百町 205 番地 1
今村保則	みやま市瀬高町下庄 219 番地 1
金子健次	柳川市三橋町磯鳥 295 番地 1
中村征一	筑後市大字蔵数 305 番地 3

4 就任監事

氏名	住所
石川潤一	三潞郡大木町大字大角 1381 番地 8
大坪久馬	大川市大字鐘ヶ江 448 番地
高崎登美雄	柳川市間 864 番地 2

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により行橋市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年1月20日

福岡県知事 小川 洋

行橋都市計画図書館の決定（平成28年10月21日行橋市告示第89号）

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年1月20日

福岡県知事 小川 洋

- 落札に係る物品等の名称及び数量
生徒実習用パソコン等賃貸借契約 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称

福岡県教育庁教育企画部企画調整課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成28年12月15日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社J E C C

(2) 住所

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

59,990,328円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成28年11月4日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年1月20日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市弁分字町後95番3及び95番22から95番52まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

飯塚市仁保232番地7

高栄土地開発株式会社

代表取締役 縄手 鈴枝

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年1月20日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年12月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人えほん畑

(2) 代表者の氏名

小野 正法

(3) 主たる事務所の所在地

宗像市日の里二丁目21番地9

(4) 定款に記載された目的

この法人は、心身の成長著しい時期の子供とその父兄、その地域の人々に対して、絵本を媒介とする社会教育に関する事業を行い、健やかな成長とそれを促す環境の維持と向上に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年1月20日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年12月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
NPO法人健脳リハビリテーション

(2) 代表者の氏名
鹿子生 寛子

(3) 主たる事務所の所在地
太宰府市五条三丁目4番14号

(4) 定款に記載された目的

(旧) この法人は、地域方々や関係各社との連携により、作品展示・イベント・ワークショップ・教室等又、高齢者支援の一環として、コンサート等の開催、農業体験教室の開催、及び市場での農産物の販売体験を通じ、住民が自由に参加し幅広い活動や交流が行われる場を創出することで、地域に暮らす人々がともに支えあいながら、安心して暮らしていくことができる地域づくりを目指します。

(新) この法人は、地域方々や関係各社との連携により、作品展示・イベント・ワークショップ・教室等又、高齢者支援の一環として、コンサート等の開催、農業体験教室の開催、及び市場での農産物の販売体験を通じ、住民が自由に参加し幅広い活動や交流が行われる場を創出することで、地域に暮らす人々がともに支えあいながら、介護保険事業を含め、安心して暮らしていくことができる地域づくりを目指します。

教育委員会

公告

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成29年1月20日

福岡県教育委員会

1 意見募集期間

平成29年1月20日から平成29年2月20日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲

載するほか、福岡県教育庁教育企画部教職員課に備え置きます。